

【資料編】

- (1) 千葉県学校教育情報化推進計画策定のための事前調査
- (2) “ICTを効果的に活用して”主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層進めるためのチェックリスト
- (3) 情報活用能力育成のための体系表
- (4) 「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」抜粋
- (5) 千葉県1人1台端末持ち帰りガイドライン（例示）
- (6) ICT推進に係る教育委員会、校長の役割
- (7) 用語解説

(1) 千葉県学校教育情報化推進計画策定のための事前調査

項目	質問項目	できている・していると回答した割合
活用の前提となるICT環境の整備	転出・進学・卒業する児童生徒の端末を回収し、転入生・新入生へ配布する準備ができているか。	98.1%
	1人1台端末の活用に向けて、十分な電源容量を確保しているか。	96.2%
	指導者用の学習指導端末を、教師1人1台ずつ整備しているか。	77.4%
	セキュリティ機器や無線アクセスポイントなどのネットワーク機器を、端末の円滑な活用を妨げることがないように導入・設定しているか。	100.0%
	学校とインターネットの回線の帯域は、複数クラスの児童生徒の同時活用に支障はないか。	81.1%
端末運用の準備	病院内のネットワークからインターネットへの接続は、病院内の児童生徒がICT端末を利用することに支障はないか。	15.1%
	端末の管理台帳を作成し、学校設置者や学校と担当事業者で共有しているか。	94.3%
	端末やアカウント(ID)の管理・運用の手順と役割分担を明文化しているか。	86.8%
	端末の管理方法、トラブルに関する問合せ先・相談先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか。	98.1%
	故障、破損、紛失、盗難時等の対応手順、連絡先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか。	96.2%
	貸与された端末等を児童生徒が大切に扱うためのルールを作成し、保護者・児童生徒に共有されているか。	98.1%
	セキュリティ問題やネット利用に関するトラブルが発生した際の問合せ先・相談先を、教職員・保護者・児童生徒にわかるように示しているか。	75.5%
	不測の事態の発生時においても授業への影響を最小限にするために、対応策を想定しておくことが教職員に共有されているか。	84.9%
クラウド環境・アカウント(ID)の取扱い	端末の年度更新について、運用方針・処理事項・手順と役割分担を明文化しているか。	83.0%
	児童生徒が所有する端末を学校に持参して使用する場合(BYOD)、必要なセキュリティ対策を講じているか。	13.2%
	クラウドサービスを利用して、管理の効率化を図っているか。	92.5%
	クラウドサービスの活用を前提とした、学習活動の充実を図っているか。	88.7%
健康面の配慮	セキュリティポリシーや個人情報の取扱いなどが、クラウドサービスの利用に適したものになっているか。	73.6%
	1人1アカウント(ID)の命名規則を定め、発行し、パスワードとともに児童生徒に配布しているか。	94.3%
	アカウント(ID)・パスワードの意味と活用方法、注意点を、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示しているか。	88.7%
	「目と端末の距離を30cm以上離すこと」、「30分に1回は20秒以上目を休めること」などの健康上の留意事項を、教職員・保護者・児童生徒にわかりやすく示しているか。	86.8%
持ち帰ったICT端末等を活用した自宅等での学習	養護教諭・学校医に対して、GIGAスクール構想の目的や、児童生徒のICTを活用した学び方の変容等をわかるように示しているか。	45.3%
	ICTの過度な利用につながることを防ぐよう、家庭学習について配慮を行っているか。	86.8%
	日常的な健康観察や学校健診等を通して、教職員・養護教諭・学校医等が連携し、児童生徒の状況を把握し、対応できる体制を整えているか。	56.6%
	臨時休業等の非常時において、端末等を家庭に持ち帰るときのルールを作成し、教職員・保護者・児童生徒に共有されているか。	92.5%
	臨時休業等の非常時において、端末等を家庭に持ち帰ることを想定して、通信環境が整っていない家庭に対する具体的な対策を講じているか。	86.8%
自治体の体制	平常時において、端末等を持ち帰ることの目的・内容を明確にし、教職員・保護者・児童生徒に共有されているか。	81.1%
	平常時において、端末等を家庭に持ち帰るときのルールを作成し、教職員・保護者・児童生徒に共有されているか。	86.8%
	平常時において、端末等を家庭に持ち帰ることを想定して、通信環境が整っていない家庭に対する具体的な対策を講じているか。	77.4%
	自治体(学校設置者)内に、教育の情報化の担当者を配置しているか。	98.1%
校務の情報化の推進	自治体(学校設置者)内に、教育の情報化を推進する組織・体制があるか。	54.7%
	自治体(学校設置者)として、各学校の情報担当者が連携する組織・委員会等があるか。	73.6%
	自治体(学校設置者)として、各学校の環境整備・活用の状況や課題の把握と、その対応策等を整理、共有する機会が設けられているか。	81.1%
	校務支援システムの活用など校務の情報化に取り組んでいるか。	84.9%
クラウドサービスを活用した校務の情報化を検討・実施しているか。	79.2%	
ICTを用いて学校と家庭をつなぐ取組を検討・実施しているか。	84.9%	

項目	質問項目	できている・していると回答した割合
日常での活用促進	将来的なICTの活用イメージを教職員に示しているか。	73.6%
	活用初期段階での具体的な活用事例を教職員に示しているか。	94.3%
	学習指導のみならず、連絡手段や健康観察、相談窓口等の授業外での利用など、多様な活用方法を推進しているか。	83.0%
	「GIGAに慣れる」として紹介されている活用に取り組めているか。	96.2%
	「教師と子供がつながる」として紹介されている活用に取り組めているか。	81.1%
	「子供同士がつながる」として紹介されている活用に取り組めているか。	84.9%
	「学校と家庭がつながる」として紹介されている活用に取り組めているか。	66.0%
	「職員同士でつながる」として紹介されている活用に取り組めているか。	81.1%
	簡易な端末利用ガイドや活用支援に関するウェブサイト、詳細なマニュアルが、必要ときに参照できるように整備しているか。	62.3%
安全・安心な端末活用	ICT活用の最新の状況を情報収集しているか。	88.7%
	学びの質の向上に向けた児童生徒の学習データを利用した取組を検討しているか。	64.2%
	ネットワーク等の特性を理解し、危険につながる可能性がある行動、他人に迷惑をかける行動をしないようにICTを活用できるよう、児童生徒に注意を促す機会を設けているか。	96.2%
	情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育む情報モラル教育の充実を検討しているか。	90.6%
	小学校低学年から、情報モラル教育を体系的に行う計画を立てて、実施しているか。	81.1%
	ICTを活用した学びの幅を制限することなく、さらに、安心・安全が確保できるように機能制限やフィルタリングなどの手段を適切に講じているか。	92.5%
	デジタル教材等を提供している事業者のプライバシー保護に関する方針を確認した上で、活用しているか。	94.3%
	ICTの活用により著作物の公衆送信(インターネットを介した送信等)を行うにあたり適用される授業目的公衆送信補償金制度などを活用し、著作権物を利用するために必要な対応をしているか。	71.7%
	研修の実施	1人1台端末とクラウドを活用した新たな学びの目指す目標、端末等の管理運用などについて、管理職向けの研修を行っているか。
授業等での活用、端末等の管理運用に関する教職員向けの研修を計画的に行っているか。		88.7%
端末等の操作や活用について、教師自身、または教師間で学ぶことができる研修用の材料や情報を提供しているか。		84.9%
端末やクラウドサービスの機能に関する研修を民間事業者等に依頼するなど、外部人材の活用が進んでいるか。		81.1%
児童生徒への情報モラル教育に関する研修が行われているか。		86.8%
1人1台端末の活用目的や家庭と共通理解を図るための保護者向け資料を作成し、提供しているか。		81.1%
特別な配慮が必要な児童生徒に対するICT活用	障害のある児童生徒に対しても、主体的な学びの充実に向けたICTの活用のほか、さらに端末を効果的に活用できるよう文字の拡大、読み上げなどの機能を活用した指導を計画し、実施しているか。	56.6%
	障害のある児童生徒が、学びの充実に向けて端末を効果的に活用できるよう、一人一人に応じた入出力支援装置を整備し、活用しているか。	34.0%
	障害のある児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた活用のための工夫を検討しているか。	67.9%
	自立活動に関するICTの活用方法を検討しているか。	58.5%
	不登校児童生徒等に対するICTの活用方法を検討しているか。	96.2%
	日本語指導が必要な児童生徒に対するICTの活用方法を検討しているか。	66.0%

(2) “ICTを効果的に活用して”主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層進めるためのチェックリスト

“ICTを効果的に活用して”主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を一層進めるための
チェックリスト

教育振興部学習指導課ICT教育推進室

(令和4年7月)

ICTは個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実する上で基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、特定の教科等のみでの活用にとどまらず、日常的にICTを学習に活用することが重要です。その際、ICTを活用することそのものが目的化してしまわないよう留意し、これまでの実践と適切に組み合わせることで有効に活用することが求められます。

【文部科学省・GIGAスクール構想の下で整備された学校におけるICT環境の活用に関する方針について】※一部改題

■ 1.日常的にICTを学習に活用するために児童生徒は基礎的・基本的な技能や態度を身に付けている（別紙1）

■ 2.ICTを効果的に活用できそうな学習場面(例)を参考に、どの学習場面でICTを活用するか整理されている

ICTを効果的に活用できそうな学習場面（例）

個別学習

- ①習熟の程度に応じた学習をしている
- ②興味関心に応じた学習をしている
- ③情報を正しく収集している
- ④資料の作成をしている
- ⑤作品の制作をしている

一斉学習

- ⑫教師が、教材の提示や説明等をしている

協働学習

- ⑥グループでの話し合いをしている
- ⑦学級全体での話し合いをしている
- ⑧意見の共有をしている
- ⑨分担して資料の作成をしている
- ⑩分担して作品の制作をしている
- ⑪他学級、他校、地域等との交流を通じた学習をしている

■ 3.ICTの効果的な活用により、児童生徒は学習の理解を深め、「自分の言葉で学習のまとめを書く」ことができている

■ 4.上記3の達成のためにICTが効果的に活用されていたか学習場面を振り返り、次時の指導に活かす（別紙2）

※上記の授業改善をすすめるための視点は、一例であり、毎時間（もしくは毎単元）全ての項目でのICTの効果的な活用を推奨するものではありません。

学 年	教 科	単 元 名

授業見学者氏名

ICT活用シート

〈『ICTが効果的に活用されていたか』学習場面を振り返り、次時の指導に活かす〉

個別学習	協働学習
①習熟の程度に応じた学習をしている ②興味関心に応じた学習をしている ③情報を正しく収集している ④資料の作成をしている ⑤作品の制作をしている	⑥グループでの話し合いをしている ⑦学級全体での話し合いをしている ⑧意見の共有をしている ⑨分担して資料の作成をしている ⑩分担して作品の制作をしている ⑪他学級、他校、地域等との交流を通じた学習をしている

一斉学習

⑫教師が、教材の提示や説明等をしている

※上記①～⑫の場面に当てはまらないICTを活用した学習場面は、その他「⑬」としてください。

学習場面 番号①～⑬	ICTを活用した学習場面の振り返り

※このシートの項目（①～⑬）は一例であり、毎時間（毎単元）全ての項目でのICTの効果的な活用を推奨するものではありません。項目を追加するなど、書式を変えながらご活用ください。

授業者氏名

授業者の振り返り

(3) 情報活用能力育成のための体系表⁴⁶

資質・能力	分類	具体的項目					
		ステップ0	ステップ1（1・2年生程度）	ステップ2（3・4年生程度）	ステップ3（5・6年生程度）	ステップ4（中学生程度）	ステップ5（高校生程度）
知識及び技能	基本的な操作	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ起動や終了、写真撮影などの基本操作 ・タッチ操作やマウス操作 ・電子ファイルの呼び出しや保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーボードなどによる文字入力にチャレンジ ・コンピュータ起動や終了、写真撮影などの基本操作 ・タッチ操作やマウス操作 ・電子ファイルの呼び出しや任意のファイル名で保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーボードなどによる文字の正しい入力方法 ・電子ファイルの検索 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーボードなどによる文字の正確な入力 ・電子ファイルのフォルダ管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・キーボードなどによる十分な速さで正確な文字の入力 ・電子ファイルの運用（圧縮・パスワードによる暗号化、バックアップ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率を考えた情報の入力 ・電子ファイルの適切な運用（クラウドの活用や権限の設定等）
	プログラミング	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活の中で活用されているコンピュータに気付く 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータはプログラムで動いていることに気付く 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムは人が作成していることに気付く ・コンピュータが日常生活の様々な場面で使われており、生活を便利にしていることに気付く 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータには得意なこと、なかなかできないことがあることに気付く ・コンピュータに意図した処理を行わせるためには必要な手順があることに気付く 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や社会における問題を、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける ・情報通信ネットワークの構成と、情報を利用するための基本的な仕組みを理解し、安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や社会における問題を、計測・制御のプログラミングによって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける ・計測・制御システムの仕組みを理解し、安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等ができる
思考力、判断力、表現力等	問題解決・探究における情報を活用する力	<ul style="list-style-type: none"> ・身近なところから課題に関する様々な情報を収集する ・絵や図、表やグラフなどを用いて、情報を整理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験や活動から疑問を持ち、解決の手順を見通したり理解して、どのような手順の組み合わせが必要かを考えて実行する ・身近なところから課題に関する様々な情報を収集し、絵や図、表やグラフなどを用いて、情報を整理する ・情報の大体を捉え、分解・整理し、自分の言葉でまとめる ・相手を意識し、わかりやすく表現することができる ・問題解決における情報の大切さを意識しながら情報活用を振り返り、良さに気付くことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報から課題を見つけ、解決に向けた活動を実現するために情報の活用を見通しを立て、実行する ・調査や資料等から情報を収集し、情報同士のつながりを見つけたり、観点を決めた簡易な表やグラフ等や習得した「考えるための技法」を用いて情報を整理する力 ・情報を抽象化するなどして全体的な特徴や要点を捉え、新たな考えや意味を見出す ・表現方法を相手に合わせて選択し、相手や目的に応じ、自他の情報を組み合わせで適切に表現する ・自らの情報の活用を振り返り、手順の組み合わせをどのように改善していけば良いのかを考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題を焦点化し、ゴールを明確にし、シミュレーションや試作等を行いながら問題解決のための情報活用の計画を立て、調整しながら実行する ・目的に応じた情報メディアを選択し、調査や実験等を組み合わせながら情報収集し、目的に応じた表やグラフ、「考えるための技法」を適切に選択・活用し、情報を整理する ・情報の傾向と変化を捉え、類似点や規則性を見つけ他との転用や応用を意識しながら問題に対する解決策を考察する ・目的や意図に応じて複数の表現手段を組み合わせで表現し、聞き手とのやりとりを含めて効果的に表現する ・情報及び情報技術の活用を振り返り、改善点を論理的に考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の解決に向け、条件を踏まえて情報活用の計画を立て最適化し、解決に向けた計画を複数立案し、評価・改善しながら実行する ・調査を設計し、情報メディアの特性を踏まえて、効果的に情報検索・検証し、目的や状況に応じて統計的に整理したり、「考えるための技法」を組み合わせで活用したりして整理する ・目的に応じ、情報と情報技術を活用して、情報の傾向と変化を捉え、問題に対する多様な解決策を明らかにする ・目的や意図に応じて情報を統合して表現し、プレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現・発信、創造する ・情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し、意図する活動を実現するために手順の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかを論理的に考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の効果的な解決に向け、情報やメディアの特性や情報社会の在り方等の諸条件を踏まえ、解決に向けた情報活用の計画を複数立案し、他者と協働しながら試行錯誤と評価・改善を重ねながら実行する ・分析の目的等を踏まえて調査を設計し、効果的に情報検索・検証し、目的や状況に応じて統計的に整理したり、「考えるための技法」を自在に活用したりして整理する ・目的に応じ、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して、モデル化やシミュレーション等を行いながら、情報の傾向と変化を捉え、多様な立場を想定し、問題に対する多様な解決策を明らかにする ・メディアとコミュニケーション手段の関係を科学的に捉え、目的や受け手の状況に応じて適切で効果的な組み合わせを選択・統合し、プレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現・発信、創造する ・情報及び情報技術の活用を多様な視点から評価し、意図する活動を実現するために手順の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかをオンラインコミュニティ等を活用しながら論理的・協働的に考える
	情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	<ul style="list-style-type: none"> ・人の作った物を大切にしようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・人の作った物を大切に、他者に伝えてはいけない情報を守ろうとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の情報や他人の情報の大切さを踏まえ、尊重しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報に関する自分や他者の権利があることを踏まえ、尊重しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする
学びに向かう力、人間性等	情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータなどを利用するときの基本的なルールを踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の発信や情報をやりとりする場合にもルール・マナーがあることを踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信ネットワーク上のルールやマナーを踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会は互いにルール・法律を守ることで成り立っていることを踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報に関する法規や制度の意義を踏まえ、適切に行動しようとする 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で必要となる情報セキュリティについて踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で必要となる情報セキュリティについて踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティの確保のための対策・対応の必要性を踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティを確保する意義を踏まえ、適切に行動しようとする 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響を踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性を踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想的な空間の保護・治安維持のためのサイバーセキュリティの意義を踏まえ、適切に行動しようとする 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会における自分の責任や義務を踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会における自分の責任や義務を踏まえ、行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会における自他の責任や義務を踏まえ、適切に行動しようとする 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする 		

⁴⁶ 【出典】文部科学省「情報活用能力の体系表例」（令和元年度）、文部科学省「中学校学習指導要領」及び「高等学校学習指導要領」、文部科学省「小学校プログラミング教育の手引き」（令和2年2月）、千葉県教育委員会「日常的にICTを学習に活用するために児童生徒に必要な基礎的・基本的な技能及び態度」

(4) 「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」抜粋

ICTの利活用による教育の質の向上

【視点1】 教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするために、ICTを利活用する視点です。これは、教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、障害の有無や学校種を超えた共通の視点です。

【視点2】 障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、ICTを利活用する視点です。これは、自立活動の視点となります。各教科及び自立活動の授業において、個々の実態等に応じて実施します。

本計画では、「GIGAスクール構想」を踏まえ、必要なICT環境を整えるとともに、2つの視点を基に目的を明確した上で、ICTを適切に利活用した学習活動の充実を図ることによって、個別最適化された学びを実現し、教育の質の向上を図っていきます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
県立特別支援学校において児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合	73.7%	90%	100%
校務支援システムを導入した県立特別支援学校の割合（中間で達成することを目標とする）	— %	100%	100%

【主な施策1】 個別最適化した学びを実現するためのICT活用による指導の充実
基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるようにするとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、幼児児童生徒が最大限の力を発揮できるよう、ICTを利活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れます。

また、特別な支援が必要な幼児児童生徒の学習機会の確保や、災害や感染症等による学校の臨時休業など緊急時においても学びを保障する取組として、オンライン学習システムを推進します。

【具体的な取組】

〔① ICTの利活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現〕

幼児児童生徒の障害の状態や特性等に応じてデジタル教科書等の教材や、ICT機器を利活用することで、学習意欲や興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するようにします。また、教員を対象としたICT利活用のための手引きを作成し、指導力の向上を図っていきます。

〔② Web会議システム等を活用した遠隔授業の推進〕

学校間や外部の多様な人々とつながる授業を行ったり、臨時休業時や病気療養中の幼児児童生徒が学習を継続できるようにしたりするなど、特別支援学校が小・中学校等と連携を図りながらWeb会議システム等を活用した遠隔教育を推進していきます。

〔③ ICTを利活用した学習活動の充実〕

ICTを活用した各教科の学習や、自立活動、職業教育など、学習活動に関する研究や実践を行い、ICTの効果的な利活用について検証します。効果的な取組については、実践事例集を作成して発信し広く共有することで、各学校におけるICTを利活用した学習活動の充実を図っていきます。

【主な施策2】 ICT環境の整備

学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を目指し、学習活動において積極的にICTを活用できるように、教育用コンピュータ及びタブレット端末や、通信環境の整備・更新を進めます。

また、校務支援システムを導入するなどのICT化を図ることで、学校における校務の負担軽減を図り、教員の幼児児童生徒に向き合う時間を確保します。

【具体的な取組】

〔① 教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新〕

児童生徒に情報活用能力を育てていくことができるよう、教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新を進めます。環境をしっかりと整えることが、ICTを適切に利活用した学習活動の充実につながります。

〔② 障害の状態に応じた支援機器の整備〕

障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、児童生徒一人一人の学習指導の効果を高めるため、障害の状態に応じた支援機器の整備を進めていきます。

また、児童生徒の障害や特性等に応じたICTの日常的な利活用促進のため、ICT支援員等の配置を検討していきます。

〔③ 教職員のICT活用指導力の向上〕

障害に応じたICTの積極的な活用と、授業におけるICT利活用を進め、情報モラルの育成や「わかる授業」を実現するために、校内の情報教育を推進する教員や、外部人材を活用した校内研修を行うことで、教職員のICT活用指導力の向上を図っていきます。

〔④ ICT活用指導力の向上を図るための研修・講座の受講促進〕

特別支援学校等の教員のICT活用指導力の向上を図るために、国立特別支援教育総合研究所や県総合教育センターの研修・講座の受講やコンテンツの積極的な活用を促進していきます。

〔⑤ 校務の効率化〕

校務の効率化、負担軽減を図るため、個別の教育支援計画等の作成や事務的作業、成績処理に関する作業をサーバ上で一括して処理できる機能や、掲示板機能、教材等の共有機能を持つ校務支援システムの導入を検討していきます。これらの業務改善により、幼児児童生徒と向き合うことができる時間の確保に努めます。また、関連施設等の引継ぎに当たっては、万全なセキュリティの下、必要となる個人情報等を共有するなど、効率的・効果的に進めていきます。

【主な施策3】 ICTを活用した関係機関との連携

幼児児童生徒の学習や生活における支援のためには、家庭、医療、福祉等の関係機関との連携が必要不可欠です。ICTを活用してのオンラインによる会議等で、より多くの関係機関からの助言等を得ることで、幼児児童生徒へのよりよい支援へつなげます。

【具体的な取組】

〔① ICTを活用した関係機関とのネットワーク構築〕

ICTを活用した幼児児童生徒の実態把握・情報共有、引継ぎ等を、医療や福祉、労働等の関係機関が一体となって行う体制づくりを進めていきます。

例えば、オンラインで個別の教育支援計画や個別の指導計画を保護者、学校、医師、福祉、放課後等デイサービス等の関係者で検討し合い、作成していくことが挙げられます。また、進学先、就労先への引継ぎに際して、個別の教育支援計画（移行支援計画）や個別の指導計画の活用を確実にしていくことが可能となります。よりよい関係機関とのネットワークの構築の在り方についても研究を進めていきます。

〔② 各家庭に対するICTの活用推進〕

ICTの活用は、日常生活の場においても、生活を豊かにするために必要不可欠なものになっていることから、各家庭に対して、幼児児童生徒が自分に合ったICTの活用ができるよう適切な情報の発信を行っていきます。

また、長期休業中や臨時休校において、家庭からのオンライン相談等を受けることにより、保護者支援につなげていきます。

〔③ ICTを活用したケース会議や授業研究会の実施〕

小・中学校等や特別支援学校、教育委員会等によるICTを活用したケース会議や授業研究会、各学校間での情報共有や研修の充実につなげていきます。

(5) 千葉県 1人1台端末持ち帰りガイドライン（例示）⁴⁷

端末の持ち帰りをすることの意義（目的）

端末の持ち帰りを実施するに当たり、前提として「なぜ、端末を持ち帰る必要があるか」を明らかにし、教育委員会、学校、家庭が共通理解を図る必要がある。

また、学習に活用することを主目的としつつ、端末の多様な活用方法について具体例を挙げて明示する等、子供たちの生活がより豊かになることに有効な活用方法を推奨することが望ましい。

端末の持ち帰りを実施する前に決めておくこと

①持ち帰りのルール

端末の持ち帰りを許可する場合は、その目的や活用場面を明確に示し、学校、児童生徒、保護者が共通理解していることが必要である。

また、情報リテラシー育成の観点から、過度の設定やルールによって使用を制限するのではなく、一律に定めるものは最低限度とし、学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて柔軟に更新していくことが望ましい。

ルールを作成する際には、児童生徒や保護者の意見を収集し、一緒に作成していくことも考えられる。

教育委員会や学校においてルールを設定した場合、なぜそのルールが必要なのか理由も付記することにより情報リテラシー育成が図られる。

参考例

- ・自分のアカウントやパスワードは友達（第三者）に教えないようにしましょう。
⇒あなたになりすますことによって、個人情報が見られてしまうことやあなたの名前で情報を書き込まれる等、トラブルに巻き込まれることがあります。

②持ち帰りの場面

原則、日常的な持ち帰りを想定しておく。ただし、特に家庭等での活用が有効な場面については、例示し推奨していく。

参考例

- ・下校後の連絡手段や課題の提示及び回収
- ・不登校児童生徒への支援として活用
- ・長期休業や臨時休業等の課題のやり取りや連絡手段
- ・学校では対応が困難な課題への取組（校外や夜間、休日の記録等）

③端末の設定

明らかに有害または、学習に不要なサイト等においてはフィルタリング機能を設定する。また、フィルタリングの対象については、児童生徒及び保護者に周知し、許可なく解除しないように注意を促す。ただし、フィルタリングに絶対はなく、すり抜けて不要なサイトを閲覧することも可能な場合もあることから、情報リテラシー育成の機会とし、正しい使い方を身に付けさせることを優先し、より過度の制限によって対策することがないようにする。

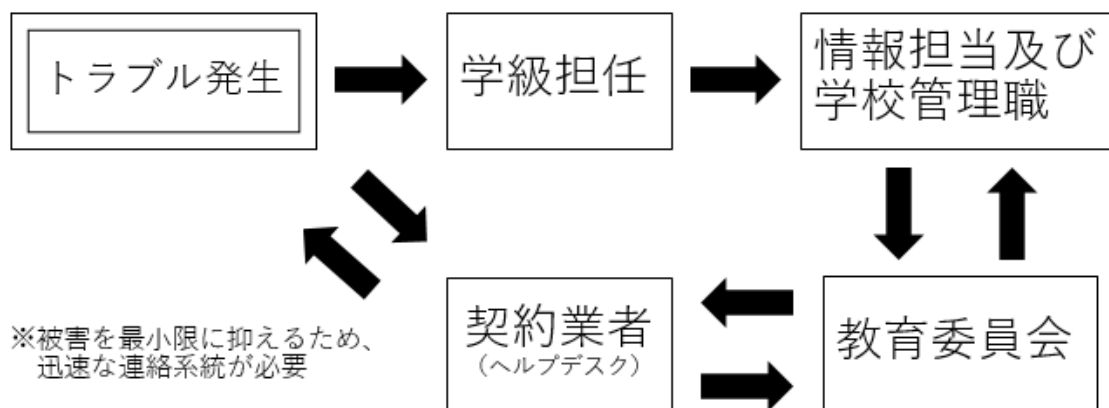
⁴⁷ 【参考】 鹿児島県鹿児島市教育委員会「タブレット端末等の持ち帰りに関するガイドライン」 2022
鳥取県教育委員会「タブレット等端末「持ち帰りの手引き」」 2021
山梨県中央市教育委員会「中央市「児童生徒用端末持ち帰り活用のガイドライン」【保護者様向け】」 2022

健康面に配慮し、使用可能な時間に制限をかけることは有効であるが、必要最低限の制限時間とし、児童生徒が自分で使用時間を適切にコントロールできるようにすることを旨とする。また、一律に制限するのではなく、児童生徒の発達段階に応じて柔軟に変更できるように配慮する。

④トラブル発生時の対応

操作方法、故障・破損、紛失・盗難等、トラブル発生時の問い合わせ先と報告の手順を明らかにしておく。想定される問い合わせに関しては、事前にFAQ等を作成しておく。

フローチャート例



FAQ 例

Q：端末を破損させてしまいました。知り合いが端末の修理業者なので個人で修理をお願いしてもよいですか。

A：配付した端末は、業者と修理に関する契約を結んでいます。どのような場合でも、修理を個人でお願いせず、まずはヘルプデスクに連絡してください。

Q：身に覚えのない請求画面が現れました。お金を振り込まないといけないのでしょうか。

A：すぐにネット回線を切断して、ヘルプデスクに相談してください。

⑤故障・破損時の補償対応

対応範囲と費用負担者をわかりやすく明示する。状況確認をする際のチェックシート等を予め用意し、必要な記録を残す。

⑥教職員の共通認識事項

- ・ ネット上での児童生徒がトラブルに遭遇した際の報告・連絡及び指導の手順
- ・ 端末の故障・破損・盗難があった際の報告・連絡の手順

⑦保護者の同意事項

- ・ インターネットの接続先や通信量等の使用状況を確認する場合があること。
- ・ 使用に伴う充電、通信料は家庭の費用負担が発生すること。
- ・ 学校や教育委員会が意図しない使用方法による情報漏洩や損害等は、自己負担となり、学校及び教育委員会は責任を負わないこと。
- ・ 現状維持の状態での返却すること。（経年劣化を除く）
- ・ 端末の故障や紛失が発生した場合はすみやかに学校へ報告すること。

⑧その他

- ・家庭にネット回線がない場合の手立てとして、Wi-Fi ルータの貸し出し等、公平な学習環境の充実に配慮すること。
- ・クラウドの利用に際し、自宅の端末の利用可否及びルールについて、明示しておくこと。
- ・学校や教育委員会で定めたルールや設定については、適宜見直し、状況に応じて改訂していくこと。
- ・家庭における端末の利用においては、健康面に留意するよう、常日頃から家庭と連携を図ることとし、適切な使用時間や姿勢等についての目安を例示すること。

義務教育⁴⁸用端末持ち帰り事前チェックリスト（学校向け）

持ち帰りの意義

- 持ち帰ることの意義について、学校内で共通理解している。
- 持ち帰ることの意義について、児童生徒に指導している。
- 持ち帰ることの意義について、保護者に文書等で理解を促し、同意を得ている。

ルール

- 教育委員会が示した共通ルールを教職員が理解している。
- 学校が自校の実態に応じて、明確なルールを家庭に示している。
- 学校は持ち帰りのルールを制定するための組織を編成する等、必要に応じて更新できる体制を整えている。
- 学校が制定した持ち帰りのルールについて、児童生徒及び保護者が十分に理解するための手立てを講じた上で、同意を得ている。

必要環境

- 自宅等の持ち帰り先において使用するために必要な環境や接続方法について、わかりやすく示している。
- 持ち帰り先における通信料や充電費等の諸費用に対しての負担者を明らかにし、保護者の同意を得ている。

トラブル対応

- 連絡先や対応手順について、保護者にわかりやすく示している。
- 補償対象について保護者の同意を得ている。

その他

- 情報モラル教育を日頃から行い、正しい使い方を児童生徒に指導している。
- 健康への影響に配慮した姿勢や使用時間等について児童生徒に指導している。

⁴⁸ 県立高等学校は、原則 BYOD による 1 人 1 台端末のため、本ガイドラインは該当しないものの、県立高等学校に配備した生徒貸出用端末を貸与する際には、本ガイドラインを参考にされたい。

(例) 端末持ち帰りに関する同意書

立〇〇学校

全ての確認事項について理解し、〇〇学校より下記の物品を借用することに同意します。

1 物品名 端末(機種名)

充電用ケーブル

モバイルWi-Fiルーター

2 借用期間

令和〇年〇月〇日 (〇) ~ 令和〇年〇月〇日 (〇) 卒業

3 借用の目的

日常的な家庭学習や臨時休業等の際の健康観察やリモート学習に利用するため。

4 確認事項

(1) 通信量や接続先等を確認することがあります。

(2) 端末等を第三者へ貸し出すことは禁止です。

(3) 借用期間後は必ず学校に返却してください。

(4) 家庭において責任を持って管理し、紛失、故障した場合はすぐに学校に連絡してください。

(5) 家庭における充電費、通信費はご家庭の負担となります。

(6) 端末の利用による情報漏洩等のトラブルにより、借用者に発生した損害については保護者の自己負担となります。学校及び教育委員会は責任を負いません。

(7) 端末の利用については、家庭において保護者の責任のもと、子供とよく話し合ったうえでルールを設定してください。詳しくは、〇〇を参照してください。

(8) 借用者の故意、または不適切な扱いにより機器の全部または一部が利用できなくなった場合は、修理、購入に係る費用を保護者の自己負担とします。

(9) フィルタリング機能等の予め設定されている制限を許可なく変更することは禁止です。

以上の項目について、すべて同意しました。

令和 年 月 日

借用者： 年 組 番 児童生徒氏名

保護者氏名 (署名)

(6) ICT推進に係る教育委員会、校長の役割⁴⁹

○教育CIOの機能及び管理職（学校CIO）に求められること

※教育の情報化に関する手引（追補版）から抜粋

○教育CIOの機能

学校のICT化において、統括的な責任者である教育CIOが担うべき機能とは、「学校のICT化について統括的な責任をもち、ビジョンを構築し実行すること」である。こうした機能を、学校のICT化における以下に掲げる諸課題に対応して、発揮させていくことが必要である。

- ・情報化による授業改善と情報教育の充実
- ・学校のICT環境整備（校務の情報化を含む）
- ・リスクマネジメント
- ・情報公開・広報・公聴
- ・人材育成・活用

○管理職（学校CIO）に求められること

- ・情報化の重要性・必要性の理解
- ・校内のICT化を進めるマネジメント力
- ・学校経営計画、学校評価に校内の情報化を位置付けがあり、このほか、情報化を推進するための校務分掌の組織化などの校内情報化推進体制の構築が求められる。

○教育委員会と学校の役割

	教育委員会 (教育CIO)	学校 (学校CIO)
教育の情報化のビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の情報化のビジョンの策定、教育振興基本計画等への盛り込み ・総合教育会議での協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の情報化のビジョンの普及 ・学校の実態に応じた重点的な取組
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教育CIO、教育CIO補佐官の連携による情報化の推進 ・推進担当部署の設置と組織横断的な取組 ・学校の情報化を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長、副校長（教頭）、教務主任によるリーダーシップの発揮 ・情報化を担当する校務分掌の位置付け
情報化による授業改善と情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・モデルカリキュラムの開発 ・調査研究の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程への位置付け ・実践と評価

⁴⁹ 教育の情報化に関する手引（追補版）令和2年6月
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

学校の I C T 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の策定とそれに基づく整備 ・実態調査の実施・分析 ・システムの管理・保守の委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用・配置・活用の工夫
校務の情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率化、情報共有の実現
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・教育情報セキュリティポリシーの策定と監査 ・個人情報保護や情報漏洩事故への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育情報セキュリティポリシーの遵守、運用
情報公開・広報・公聴	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会による情報発信 ・パブリックコメント制度の活用 ・コンテンツの配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ウェブサイト等による情報発信 ・保護者・地域住民との双方向コミュニケーション
人材育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職、教員等の研修 ・外部人材の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 ・I C T 活用指導力の育成

用語解説

あ～

遠隔教育 P47,75

距離に関わりなく相互に情報の発信・受信のやり取りができる I C T を活用した教育のこと。

【文部科学省「教育の情報化に関する手引―追補版―（令和2年6月）」】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html



オンデマンド はじめに、P3

事前に収録した映像を、インターネットを通じて配信すること。

オンプレミス P66

情報システムなどを自らで保有し運用すること。

学校における教育の情報化の実態等に関する調査 P9,17,34

学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された I C T 機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員の I C T 活用指導力の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的に、昭和63年（1988年）から、公立の小・中・義務・高等・特別支援・中等教育学校を対象に調査を実施。主に「インターネットへの接続状況等」「コンピュータ等の整備の実態」「教員の I C T 活用指導力の実態」を調査項目としている。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1287351.htm



カリキュラム・マネジメント P20,21,25,29,41,44 他

各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

【小学校学習指導要領 総則 解説編】
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf



教科研究員 P27,39,57

昭和40年度から始まった本件独自の研修制度のこと。県立高等学校の各教科の教員3～5名を教科研究員として任命し、2年間にわたり、教科指導における課題解決のための研究テーマを設定し、研究協議、公開授業等を行うこと。

クラウド はじめに、P3,11,30,32,40,51,52,62,63,66,79

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動く Web ブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。

検証改善サイクル P6

マネジメント手法の一種のこと。

「思考し、表現する力」を高める実践モデルプログラム P19,41

平成 15 年度から県独自の学力状況調査を行い、その結果、本県の児童生徒は「思考し、表現する力」に課題があることがわかり、課題を解決するために、平成 20 年度「思考し、表現する力」を高める実践モデルプログラムを作成した。令和 2 年 3 月には、学習指導要領（平成 29 年告示）改訂に伴い、各教科の指導に当たって、児童生徒に育成すべき資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点を新たに加えた。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gakuryoku/zissenmoderu/moderupuro.html>



授業づくりコーディネーター P27,39,57

「主体的、対話的で深い学び」を実現する授業を実践できる教員を県教育委員会が、授業づくりコーディネーターとして認定している。授業づくりコーディネーターは、自校や域内の学校での授業公開を行ったり、授業づくりの相談会を行ったりするなど、授業改善に向けた指南役として本県の指導力向上に推進している者のこと。

情報活用能力 はじめに、P3,5,6,19,20,21,22,23,36,37,41,44,46,60,68,73 他

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のこと。

【小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編】

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf



情報活用能力調査 P5

平成 27 年 12 月から平成 28 年 3 月にかけて、全国の高等学校第 2 学年 4,552 人に CBT 調査を実施（層化 2 段集落抽出法）。平成 25 年度に実施した小・中学校調査の際に見られた課題と同様の傾向がみられたことや課題や問題点を解決しようとする場合に「関連付け」、「取捨選択」、「優先順位付け」「振り返り」といったメタ認知的方略を取る生徒ほど得点が高いといった結果があげられた。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00028.html



情報通信技術支援員 P56

情報通信技術支援員は、GIGAスクール構想の推進により、全国の小中学校等において、児童生徒の1人1台端末や高速大容量の通信環境等が整備され、学校への配置の必要性がますます高まっているICT支援員について、教職員の日常的なICT活用の支援に従事する職員として、施行規則第65条の5に規定するものであり、その具体的な職務内容は、ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等が考えられること。

【文部科学省「教育の情報化に関する手引―追補版―（令和2年6月）」】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html



教育情報セキュリティポリシー P32,51,65,82

情報セキュリティポリシーとは「組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書」のこと。県教育委員会では「千葉県情報セキュリティ基本方針」と「千葉県県立学校情報セキュリティ対策基準」で構成される。また、具体的な手順等は「千葉県県立学校情報セキュリティ実施手順」で定めている。

【文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」公表について】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm



ゼロトラスト P65

現状のセキュリティ対策は、境界型防御が主流であり、社内を「信用できる領域」、社外を「信用できない領域」として外部からの接続を遮断している。しかし、昨今の社会変化により、社内のシステム環境へ社外から接続を行う機会が増えているため、境界型防御を元に検討されていたセキュリティモデルではサイバー攻撃の脅威を防ぎきれない状況になってきている。これらに対するセキュリティ対策として、「ゼロトラスト」という概念が提唱され、社内外すべてを「信用できない領域」として、全ての通信を検査し認証を行う仕組みを構築しようとする考え方である。

【独立行政法人情報処理推進機構】

https://www.ipa.go.jp/icscoe/program/core_human_resource/final_project/zero-trust.html



第3期千葉県教育振興基本計画 はじめに,P3

2030年の「千葉県教育の目指す姿」を実現するための計画であり、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するもの。なお、計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までである。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/keikaku/plan3/index.html>



千葉県・千葉市教員等育成指標 P25,26,38,53

平成29年4月1日に施行された教育公務員特例法等の一部を改正する法律に基づき、自ら学び続ける、信頼される質の高い教員等の育成を目指して、千葉県教育委員会と千葉市教育委員会が共同で策定した指標のこと。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/shihyou/shihyou.html>



千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略 はじめに,P3

県民や事業者の視点で、大きな可能性を持つデジタルを効果的に活用して、本件を取り巻く環境の変化や課題に対応するとともに、行政サービスをはじめ、あらゆる分野でより良い変革を起こし、「安全・安心で便利な千葉の暮らしをつくる」「個性と能力を十分に発揮できる環境をつくる」「千葉らしさを伸ばし、地域に活力を生み出す」ことを、狙いとしている令和5年3月に策定された本県の戦略。

ちばっ子チャレンジ 100 P61

千葉県教育委員会が、全国学力・学習状況調査（小学校の国語、算数、理科）で出題された問題を参考にして、基礎・基本となる問題や思考力を高めるために作成した問題のこと。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gakuryoku/challenge.html>



デジタル教科書 P28,29,39,61,74

紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材のこと。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm



デジタル・シティズンシップ教育 P23,38,48

これまでは情報モラル教育を指導するにあたってICTを利用することに対して、制限や禁止とした指導が主であったが、デジタル社会に生きる子供たちにICTの良さを認めシティズンシップ（市民性）としての責任や自律に基づくデジタル活用を進めるための教育のこと。

【日本デジタル・シティズンシップ教育研究会】https://www.jdice.org/?page_id=1489

データセンター P66

サーバやネットワーク機器を設置するために作られた建物のこと。
収集したデータを、処理する役割を担う。



特別非常勤講師 P27,39,57

免許状を持たないが、各分野において優れた知識・技能をもつ人材を非常勤講師として、小学校、中学校及び義務教育学校へ配置すること。

ポータルサイト P22,30,37,40,41,47,48,51,52,53,61,63

インターネットを利用する際に最初に閲覧するウェブサイトのこと。

ちばっ子学びの未来デザインシート P29,39,60

千葉県教育委員会が、学習指導要領に示された学習の基盤となる資質・能力としての「問題発見・解決能力」が育成されているか、教科別ではなく、教科等横断的な視点で学力の習得状況を調査測定する試みのために推進している。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gakuryoku/sogoplan/one.html>



A～S

Asttra (研修履歴システム) P26,38,53

教員の研修履歴や研修受講申し込みを行うための県独自のシステムのこと。Asttraとは、Assistant for teacher training の略である。本計画では、県独自の研修履歴システムのこと。

BYOD はじめに、P3,5,17,18,27,31,32,40,52,56,65

Bring Your Own Device の略で、個人が所有する端末を持ち込むこと。

CBT P5,29,39,60,61

Computer Based Testing の略で、コンピュータを使用した試験システムのこと。

CIO P30,40,64,81

Chief Information Officer の略で、ICTの導入、利活用を進める上での方針等について責任を持つ者のこと（最高情報責任者）。

DX はじめに

Digital Transformation の略で、デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組のこと。

【総務省「情報通信白書令和3年版」】

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/pdf/index.html>



e-learning P48,53,54

コンピュータやインターネット等のIT技術を活用して行う学習のこと。コンピュータやネットワークさえあれば時間や場所を選ばずに学習でき、個々の学習者の能力に合わせて学習内容や進行状況を設定できる等の利点がある。

【文部科学省 大学図書館の整備について・用語解説】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/attach/1301655.htm



GIGA スクール構想 はじめに、P1,10,17,28,31,58,59,66,74,85

Global and Innovation for All の略で、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目指す取組。

【文部科学省 GIGA スクール構想について】

https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf



GIGA スクール運営支援センター P56

1人1台端末環境による教育活動の円滑な運用を支え、より安定的な支援基盤の構築を目指すために、文部科学省が令和3年度から実施した補助事業制度のこと。

ICT はじめに、P1 他

Information and Communication Technology の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。

【文部科学省「教育の情報化に関する手引―追補版―（令和2年6月）」】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html



ICE-Net P65,66

幼児児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、交流教育の推進、地域や社会に開かれた学校づくりの推進等に寄与するための、千葉県が管理運営する教育情報ネットワークのこと。

IoT P54

Internet of Things の略で、あらゆるモノがインターネットでつながる「モノのインターネット」（IoT）により、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値が生まれること。

JavaScript、Python P10

プログラミング言語の一種のこと。

LAN P17

Local Area Network の略で、限られたネットワークの内の情報機器をケーブルや無線を通して、相互にデータ通信すること。

Mbps P17

Mega bit per second の略で、通信速度を表す単位のこと。

PHR P30,40,63

Personal Health Record の略で、個人の健康や医療に関する情報のこと。学校においては、児童生徒の健康診断情報を電子化・標準化し本人や保護者に提供すること。

PISA2018 P4

Programme for International Student Assessment 略で、OECD（経済協力開発機構）の生徒の学習到達度調査（PISA）は、義務教育修了段階の15歳児を対象に、2000年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施（2018年調査は読解力が中心分野）。平均得点は経年比較可能な設計。前回2015年調査からコンピュータ使用型調査に移行。日本は、高等学校1年相当学年が対象で、2018年調査は、同年6～8月に実施された。

【国立教育政策研究】 <https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/>



SARTRAS P66

Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons の略で、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会のこと。

SNS P5,24,38,51

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

【総務省 安心してインターネットを使うために国民のための情報セキュリティサイト】
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/service/07.html



Society5.0 はじめに、P3,22,37,44

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

【内閣府ホームページ】 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html



STEAM 教育 P22,37,44,54

Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解に生かしていくための教科等横断的な教育のこと。

【文部科学省 STEAM 教育等の各教科等横断的な学習の推進について】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/mext_01592.html

